

中華人民共和国環境保護税法実施条例

(2018年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所

本資料はジェトロが北京市大地法律事務所に委託して作成しました。

本資料は仮訳です。ビジネスで活用される場合には、必ず中国政府が発表した原文を確認いただくようお願いします。原文は中国人民代表大会のウェブサイト

(http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/30/content_5251797.htm) でご覧いただけます。

中華人民共和国國務院令 第 693 号

ここに『中華人民共和国環境保護税法実施条例』を公布し、2018 年 1 月 1 日から施行する。

総理 李克強

2017 年 12 月 25 日

中華人民共和国環境保護税法実施条例

第一章 総則

第 1 条 『中華人民共和国環境保護税法』（以下、「環境保護税法」という。）に基づき本条例を制定する。

第 2 条 環境保護税法に付属の「環境保護税目税額表」に記載する、その他の固形廃棄物の具体的な範囲は、環境保護税法第 6 条第 2 項所定の手続きにより確定する。

第 3 条 環境保護税法第 5 条第 1 項、第 12 条第 1 項第 3 号所定の都市・農村污水集中処理場とは、一般社会に生活污水处理サービスを提供する場所を指す。これには、工業団地、開発区等の工業集約区域内の企業・事業者やその他の生産経営者に污水处理サービスを提供する場所および企業・事業者やその他の生産経営者が自ら設けて自ら使用する污水处理場を含まないものとする。

第 4 条 省級人民政府が確定した規模の基準に達し、かつ汚染物質の排出口を設ける家畜・家禽飼育場は、法により環境保護税を納付しなければならない。家畜・家禽飼育廃棄物について、法により综合利用や無害化処理を行う場合、直接環境へ汚染物質を排出しているとはみなさず、環境保護税を徴収しない。

第二章 税額計算の根拠

第5条 固形廃棄物の税額計算の根拠は、固形廃棄物の排出量により確定する。固形廃棄物の排出量は、当期における課税固形廃棄物の産出量から当期の固形廃棄物の貯蔵量、処理量、総合利用量を控除した残量とする。

前項に規定する固形廃棄物の貯蔵量、処理量とは、国や地方の環境保護基準に合致する施設、場所に保管するか処理を施した固形廃棄物の量をいう。固形廃棄物の総合利用量とは、国務院の発展改革所管機関、工業情報化所管機関による資源総合利用にかかる要求および国や地方の環境保護基準により総合利用する固形廃棄物の数量をいう。

第6条 納税者に、以下に掲げる状況の一つに該当する場合、当期の課税固形廃棄物の産出量を以て固形廃棄物の排出量とする。

- (1) 課税固形廃棄物を不法投棄した場合。
- (2) 虚偽の納税申告を行った場合。

第7条 大気汚染物質、水質汚染物質にかかる税額計算の根拠は、汚染物質の排出量に相当する汚染当量¹数により確定する。納税者に、以下に掲げる状況の一つに該当する場合、当期の課税大気汚染物質、水質汚染物質の産出量を汚染物質の排出量とする。

- (1) 法定に従って汚染物質の自動監視測定設備を取り付けて使用していない、または汚染物質自動監視測定設備を、環境保護の所管機関のモニタリング設備とインターネットで接続していない場合。
- (2) 汚染物質の自動監視測定設備を毀損するか無断で移動、改造した場合。
- (3) 汚染物質の監視測定データを改ざん、偽造した場合。
- (4) 地中管、吸水坑、灌注、希釈、および汚染防止設備の不正常な運行などにより課税汚染物質を違法に排出した場合。
- (5) 虚偽の納税申告を行った場合。

第8条 二つ以上の排出口から課税汚染物質の排出を行う場合、排出口から排出する課税汚染物質について、それぞれ環境保護税の課税計算を行う。納税者が汚染物質排出許可証を所持している場合、当該納税者の汚染物質排出口は、汚染物質排出許可証に記載されている汚染物質排出口と同一とする。

¹ 汚染当量：汚染物または汚染排出活動の環境に及ぼす有害性の程度及び処理の技術経済性にに基づき、各汚染物の環境汚染を評価する総合的指標や計量単位を指す。

第 9 条 環境保護税法第 10 条第 2 項所定の事由に該当する納税者が、自ら汚染物質の監視測定を行い取得した監視測定データが、国の関連規定および監視測定基準に適合している場合、環境保護税法第 10 条第 2 項に所定の監視測定機関が発行する監視測定データとして認める。

第三章 租税の減免

第 10 条 環境保護税法第 13 条にいう課税大気汚染物質または水の汚染物質の濃度値とは、納税者が取り付け使用する汚染物質自動監視測定設備で、当月監視測定された課税大気汚染物質濃度値の時間あたり平均値を再平均して得られた、数値または課税水質汚染物質濃度値の 1 日あたり平均値を再平均して得られた数値あるいは、監視測定機関が当月監視測定した課税大気汚染物質、水質汚染物質の濃度値の平均値をいう。

環境保護税法第 13 条の規定により環境保護税の減額徴収をする場合、前項規定の課税大気汚染物質濃度値の時間あたり平均値、または課税水質汚染物質濃度値の 1 日あたり平均値、および監視測定機関が当月監視測定した毎回の課税大気汚染物質、水質汚染物質の濃度値は、いずれも国や地方が規定する汚染物質排出基準を超えてはならない。

第 11 条 環境保護税法第 13 条に基づいて環境保護税を減額徴収する場合、排出口ごとに、排出される課税汚染物質別に計算しなければならない。

第四章 徴収管理

第 12 条 税務機関は法により環境保護税の納税申告受理、租税に関する情報の照合、税金入庫の管理等の職責を履行する。

環境保護の所管機関は、法により課税汚染物質の監視測定管理を行い、汚染物質の監視測定制度を制定し、これを整備しなければならない。

第 13 条 県級以上の地方人民政府は、環境保護税の徴収管理業務の指導を強化し、適時協調しながら環境保護税の徴収管理業務における重要問題を解決しなければならない。

第 14 条 国务院の税務、環境保護の所管機関は、租税に関する情報の共有プラットフォームにかかる技術基準およびデータ収集、保存、発信、照会、使用にかかる制度の

制定を行う。

第 15 条 環境保護の所管機関は、環境保護監督管理によって得られた以下の情報を、租税に関する情報の共有プラットフォームを通じて、税務機関に提供する。

- (1) 汚染物質を排出している企業・組織の名称、統一信用コード、および汚染物質排出口、排出している汚染物質の種類等の基本情報。
- (2) 汚染物質を排出している企業・組織の汚染物質排出データ（汚染物質排出量および大気汚染物質、水質汚染物質の濃度値等のデータ）。
- (3) 汚染物質排出企業・組織の環境にかかわる違法、および行政処分の執行の状況。
- (4) 税務機関に依頼して再審査を受ける納税者の、納税申告データ書類の異常、納税者が規定のとおり納税申告を行っていない場合の再審査意見。
- (5) その他、税務機関と協議して提供することを約定した情報。

第 16 条 税務機関は、租税に関する共有プラットフォームを通じて、以下に掲げる環境保護の税関連情報を環境保護の所管機関に提供しなければならない。

- (1) 納税者の基本情報
- (2) 納税申告情報
- (3) 税金の入庫、税額減免、未納税額およびリスク・疑義等の情報
- (4) 納税者の租税に関する違法および行政処分の執行状況
- (5) 納税者の納税申告データ書類の異常、規定のとおり納税申告を行っていない納税者の情報
- (6) その他、環境保護の所管機関と協議して提供することを約定した情報。

第 17 条 環境保護税法第 17 条にいう課税汚染物質の排出とは、以下に掲げるものをいう。

- (1) 課税大気汚染物質、課税水質汚染物質の排出口の所在地
- (2) 課税固形廃棄物の発生場所
- (3) 課税騒音の発生場所

第 18 条 納税者が地域をまたいで課税汚染物質を排出し、税務機関の税収管轄について紛争が存在する場合、紛争の各当事者が徴収管理に有利とする原則に基づき、協議して解決する。協議が不調となる場合、共通の上級の税務機関の決定を仰ぐものとする。

第 19 条 税務機関は、環境保護の所管機関が提供した汚染物質排出企業・組織の情報に基づいて、納税者を識別しなければならない。

環境保護の所管機関が提供した汚染物質排出企業・組織の情報の中に、情報が含まれていない納税者に対しては、税務機関が納税者に環境保護税の納税申告の、初回手続きを行った際に納税者識別を行い、関連情報を環境保護の所管機関に提供する。

第 20 条 環境保護の所管機関が納税者の申告した課税汚染物質排出情報または適用する汚染物質排出係数、物質収支法に誤りがあることを確認した場合、税務機関に通知して処理しなければならない。

第 21 条 納税者の申告した汚染物質の排出データと環境保護の所管機関より提供されたデータに齟齬がある場合は、環境保護の所管機関が提供したデータに基づき課税汚染物質の税額計算の根拠を確定する。

第 22 条 環境保護税法第 20 条第 2 項にいう、納税者の納税申告データ書類の異常とは、以下の状況を含むが、これらに限らない。

- (1) 納税者の当期申告した課税汚染物質の排出量が、前年同時期に比べて明らかに低下しており、かつ正当な理由がない。
- (2) 納税者の企業・組織の製品の汚染物質排出量が、同じ類型の納税者に比べて明らかに低く、かつ正当な理由がない。

第 23 条 税務機関、環境保護の所管機関は、納税者に環境保護税の納付に関する指導、研修および情報照会サービスを無償で提供しなければならない。

第 24 条 税務機関は、法により環境保護税の税務調査を行い、環境保護の所管機関はこれに協力する。

第 25 条 納税者は、税徴収管理の関連規定に従い、課税汚染物質の監視測定および管理の関係資料を、適切に保管しなければならない。

第五章 附則

第 26 条 本条は、2018 年 1 月 1 日から施行する。2003 年 1 月 2 日に国务院が公布した『汚染物排出費用徴収使用管理条例』は、同時に廃止する。